

板橋区介護保険料の生計困難者減額に関する事務処理要綱

(平成24年3月30日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区介護保険条例(平成12年板橋区条例第25号。以下「条例」という。)第19条の2に定める生計困難世帯に対する保険料の減額の特例(以下「生計困難者減額」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 収入 各種年金収入、恩給、給与(各種手当含む。)収入、事業収入(必要経費を除く。)、配当金、分配金、利子、仕送りその他の収入の合計額をいう。
- (2) 世帯 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく世帯をいう。
- (3) 税申告 地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項の規定による申告をいう。
- (4) 第1段階保険料 条例第11条第1項第1号に規定する保険料(条例第11条第2項の規定により、被保険者の保険料が減額賦課されている場合は、同項に規定する保険料)をいう。
- (5) 第2段階保険料 条例第11条第1項第2号に規定する保険料(条例第11条第3項の規定により、被保険者の保険料が減額賦課されている場合は、同項に規定する保険料)をいう。
- (6) 第3段階保険料 条例第11条第1項第3号に規定する保険料(条例第11条第4項の規定により、被保険者の保険料が減額賦課されている場合は、同項に規定する保険料)をいう。

(対象者)

第3条 生計困難者減額を受けられる者(以下「減額対象者」という。)は、次に掲げる条件を満たす第1号被保険者とする。

- (1) 世帯全員が税申告をしていること。
- (2) 第2段階保険料又は第3段階保険料を賦課されていること。
- (3) 世帯全員の年間収入の合計額が基準収入額(世帯員が1人の場合は130万円とし、世帯員が1人増える毎に60万円を加えた額)以下であること。ただし、持ち家以外の住居に居住する場合は、基準収入額に25万円を加えた額以下であること。
- (4) 世帯全員の預貯金の合計額が基準貯蓄額(世帯員が1人の場合は350万円とし、世帯員が1人増える毎に100万円を加えた額)以下であること。
- (5) 世帯全員が現に居住する建物及びその敷地以外の土地又は建物を所有し

ていないこと。ただし、介護保険施設入所者等がその入所前に居住していた建物及びその敷地を所有している場合を除く。

- (6) 住民税を課税されている者の扶養親族（地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。）となっていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、保険料を滞納している者を減額対象者としないことができる。ただし、次に掲げる条件を満たす者については、この限りではない。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 次条第1項の規定による申請をした日の属する月（以下「申請月」という。）以前24か月分の保険料の7割以上を納付していること。

イ 区長が特に必要があると認める者について、その世帯の生計の状態を勘案して、滞納額の範囲内で別に定める額を納付すること。

(2) 前号に規定する納付後なお残存する滞納額について、分割納付を誓約すること。

(減額の申請等)

第4条 生計困難者減額を受けようとする者は、区長に申請しなければならない。

2 区長は、第1項の規定による申請があった場合には、減額の可否を決定し、その結果を申請者に対して通知するものとする。

3 第1項の規定による申請が4月から6月の間に行われたときは、区長は、住民税の確定後、減額の可否を決定するものとする。

4 第2項の規定による通知は、東京都板橋区介護保険条例施行規則（平成12年度板橋区規則第57号）第20条第1項第1号又は第3号に規定する通知を行ったときは、省略することができる。

(保険料の減額)

第5条 区長は、前条の規定により保険料の減額を決定したときは、申請月から申請月の属する年度の3月までの月分の保険料を減額する。ただし、条例第19条の規定による保険料の減免を受けられる状態に至ったときは、同条の規定による減免を受けられる月分の保険料の減額を停止することができる。

2 減額後の保険料は次に掲げる額の合算額とする。

(1) 第2段階保険料又は第3段階保険料を申請月の前月まで月割りをもって算定した額

(2) 第2段階保険料を賦課されている者にあつては第1段階保険料を、第3段階保険料を賦課されている者にあつては第2段階保険料を、申請月から月割りをもって算定した額

3 前項の規定により算定した保険料の額に100円未満の端数があるときは、

その端数金額は切り捨てる。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、4月1日から8月31日（8月31日が日曜日及び土曜日にあたる場合はその直後の月曜日）までに申請がなされ、減額を決定した場合は、第2項に定める保険料額は、第2段階保険料を賦課されている者にあつては申請月の属する年度の第1段階保険料とし、第3段階保険料を賦課されている者にあつては申請月の属する年度の第2段階保険料の年間相当額とする。

（減額の取り消し）

第6条 区長は、保険料の減額を決定された者が次の各号のいずれかに該当する場合には、減額を取り消し、それぞれ当該各号に定める保険料について、減額前の額から前条の規定による減額後の額を控除した額の全部又は一部を一時に徴収することができる。

- （1）偽りその他不正の行為によって減額を受けたとき又は所得更正等により第2段階保険料若しくは第3段階保険料でなかったことが判明したとき減額された月分の保険料
- （2）資力等の回復その他事情の変化により、減額対象者に該当しなくなったことが判明したとき 該当しなくなった日の属する月以後の減額された月分の保険料
- （3）理由なく保険料を滞納したとき 滞納した月以後の減額された月分の保険料

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度に限り、この要綱による改正後の板橋区介護保険料の生計困難者減額に関する事務処理要綱第5条第2項第2号及び同条第4項の規定の適用については、同条第2項第2号中「あつては第2段階保険料」とあるのは「あつては32,000円」と、同条第4項中「申請月の属する年度の第2段階保険料の年間相当額」とあるのは「32,000円」とする。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。